

「日本靈異記」の応報観

——「往生要集」と「源氏物語」とをつなぐもの——

計画経営系助教授 中 哲 裕

要旨 薫は女三の宮と柏木との間に生まれた子供である。その薫を抱いて、光源氏はかつて藤壺との間に冷泉をもうけた罪を思い出し、自らの宿世を思う。この「業報感」の根源は何に由来するものなのだろうか。ここでは「源氏物語」と同時代に書かれた「往生要集」の天台的な意味での応報観がいかなるものであるかを示し、次いで「源氏物語」と「往生要集」の罪意識・応報観をつなぐものとしての「日本靈異記」の応報観の構造を明らかにした。第二部の源氏のこころの底に鉛錘を下ろし、罪障意識の深さをはかるための基礎作業である。

(一)

女三の宮との破滅的な秘密の露顔と光源氏への恐懼から、柏木は一途に死を覚悟する。一方、女三の宮は柏木の子・薫を出産する。

源氏は、女子であれば多数の人に顔を見られることはないの、誰の子であろうと紛れ易い、男子となると柏木の子とはつきりわかり具合が悪いとし、続けて

かく心苦しき疑ひまじりたるにては、心やすき方にものしたまふ

もいとよしかし。さてもあやしや。わが世にて、かく思ひかけぬ事にむかはりぬれば、後の世の罪もすこし軽みなんや。^(注1)（柏木三）
と思う。

この源氏の業報感について「細流抄」は「源のおもひつ、け給へる也我身の因果にてありけると也此物語一切むくひをかけり」此世にてむくひをみればさりとるとたのもしきと也^(注2)と注し、「河海抄」^(注3)「孟津抄」等では更に「要集云有智人以智恵力能令地獄極重之業現世輕受愚痴之人現世輕業極重」と、「往生要集」を引用している。これ等は、い

ずれも中世源氏学を代表する見方であろう。

しかし「からころ」を以て物語を見てはならぬという宣長の「もののあはれ論」以来、「勸善懲惡」としての観点は排斥され、近代源氏学の確立と共に、成立、構想、構造、文体論を経験して、なお依然として物語に内在する因果律について注目する研究者がいなかった。^(注4)

六条院の解体の駄目押しとも言うべき柏木と女三の宮の密通に、仏教思想としての因果律がどのように関わったのか。第二部の主題を問いつめていく時、それは避けて通ることのできない問題であろう。晩年の光源氏のころの底に鉛錘を下ろし、罪障意識の深さをはかることが可能であれば、第二部の主題を支えているもの、物語の精神世界の一端が明らかにされ得るのではないか。

本稿は、「日本靈異記」を中心として、古代文芸における応報観の構造を明らかにし、それがどのような道すじを通じて第二部の世界にとり入れられるに至ったか、「靈異記」の側から見ようという試みである。

(二)

「源氏物語」とその時代の応報観について論ずる前提として、寛和元年(九八五)年に恵心僧都源信によって著わされた「往生要集」をとり上げ、ここにおける応報観をまず明らかにしておきたい。

一〇五二年に到来すると言われた末法思想の、貴族社会での高揚に符を合わせたように書かれた「往生要集」は、濁惡の世に生前から往生極楽をとげるための手だてとして結成された二十五三昧会の思想的な指導書となったものである。またその強烈な地獄のイメージで王朝

貴族達を震憾せしめ、十世紀末葉の末法思想流行に先鞭をつけた象徴でもあったものである。「往生要集」の応報観は三十年ほど後に著わされた「源氏物語」に最も近い影響関係にある。^(注5)ここでその応報観を確認しておくことは「源氏物語」の業報感との格差をはかる上で基準ともなるべき座標軸を提示し得ると思うからである。

「往生要集」は、上、中、下の三巻に分かれ、「厭離穢土」「欣求淨土」「極樂の証拠」「正修念仏」「助念の方法」「別時念仏」「念仏の利益」「念仏の証拠」「往生の諸行」「問答料簡」の十章で構成される。

この世の生きとし生けるものは、地獄、餓鬼、畜生、阿修羅、人、天の六道を輪廻する。それらがいかにかに苦患に満ちたものであるかを示し、それに対比して極樂淨土の世界がいかにかに永遠の生命を保ち、美しいものであるかを描写した。そしてその極樂淨土の永遠の生命にいたる道を「正修念仏」「別時の念仏」「臨終の行儀」など、具体的な修行方法として提示したものである。その地獄の様相があまりにすさまじかったために「往生要集」と言えば「厭離穢土・欣求淨土」の思想書として世評に定着したこと周知の通りである。その地獄の思想には非常に明確な往報観が示される。

地獄は、等活、黑繩、衆合、叫喚、大叫喚、焦熱、大焦熱、無間の八大地獄に分けられる。

例えば等活地獄は人間の住む世界の地下一千由旬にあり、縦横の広さは一万由旬に及ぶ。この中に墮ちた罪人の様子はというと

——互に常に害心を懷けり。もしたまたま相見れば、獵者の鹿に逢へるが如し。おのおの鉄爪を以て互に摑み裂く。血肉すでに尽きて、

ただ残骨のみあり。或は獄卒、手に鉄杖・鉄棒を執り、頭より足に至るまで、遍く皆打ち築くに、身体破れ砕くること、猶し沙撈の如し。或は極めて利き刀を以て分々に肉を割くこと、厨者の魚肉を屠るが如し。涼風来り吹くに、尋いで活へること故の如し。欸然としてまた起きて、前の如く苦を受く。或は云く、空中に声ありて云く、「このもろもの有情、また等しく活へるべし」と。或は云く、獄卒、鉄叉を以て地を打ち、唱へて「活々」と云ふと。かくの如き等の苦、具さに述べべからず……

と、描写される。ここには殺生の罪を犯した者が墮ちることになつて

いた。
なお、それぞれの地獄には別処と呼ばれる隣り合わせの世界がある。等活においては屎泥処、刀輪処、釜熟処、多苦処、闇冥処、不喜処、極苦処の八つの名があげられている。それぞれ「鹿・鳥を殺した者」「物を食つて殺生した者」「殺生して煮て食つた者」「種々に人を悩ました者」「羊の鼻と口をふさいだ者・亀を押し殺した者」「鳥獸を殺害した者」「放逸にして殺生した者」が墮ちるとされた。以下それぞれの地獄と、犯した罪との関係を示すと次の如くとなる。

等活地獄 殺生

屎泥処 鹿・鳥を殺した者

刀輪処 物を食つて殺生した者

釜熟処 殺生して煮て食つた者

多苦処 種々に人を悩ました者

闇冥処 羊の鼻・口をふさいだ者、亀を押し殺した者

不喜処 鳥獸を殺害した者
放逸にして殺生した者

黒繩 殺生、偷盜

等喚受苦処 惡見（因果の道理の否定、永遠不變の主体としての

我を説く）者、自殺

畏熟処 物を食るが故に殺人、人を縛り食を奪う

衆合 殺生、偷盜、邪淫

惡見処 他の兒子に邪行を逼つた者

多苦惱 男色者

忍苦処 他の婦女をとつた者

叫喚 殺生、偷盜、邪淫、飲酒

火末虫 酒を売るに水を加えて益した者

雲火霧 酒で人を酔わせ侮蔑した者

大叫喚 殺生、偷盜、邪淫、飲酒、妄語

受鋒苦 妄語

受無辺苦

焦熱 殺生、偷盜、邪淫、飲酒、妄語、邪見

分茶離迦 自ら餓死して天に生まれるようとした者、邪見に住ま

ることを教えた者

闇火風 一切の法に常と無常とを説いた者 四大（地・水・火・

風)を常と説いた者

大焦熱 殺生、偷盜、邪淫、飲酒、妄語、邪見、淨戒の尼をけがせる者

(一) 清淨の優婆夷を犯せる者

普受一切苦惱 比丘にして酒を以て持戒の婦女を誑かし、その心を壞つて後、共に行じ、或は財物を与えたる者

阿鼻(無間) 四重(殺生、偷盜、邪淫、妄語) 五逆罪(父

母・仏・羅漢を殺し、傷つける、教団の和合の破壊)因果の理を否定、大乘の誹謗、信施を虚しく食ふ者

鉄野干食 仏像、僧房、僧の身辺のものを焼いた者

黒吐 仏の財物をとって食える者

兩山聚 辟支仏(獨覺)の食をとった者

閻婆度 河を欠断して人を渴死させた者

(傍点は筆者による)

それぞれの地獄は下に行く程、受ける苦しみも大きく、罪をつぐなわねばならぬ期間も長い。従つて下の方の地獄に墮ちる者程、重い罪を犯していることになる。しかるに犯した罪の關係を見ていくと、一度出た罪が以後重複して出てくることになる。傍点をほどこしたものがその地獄に墮ちる本来の条件ということであろうか。

例えば、偷盜の罪は等活にはなく黒繩に初出、以下の地獄には総て条件としてとりあげられている。偷盜の人の地獄は本来は黒繩であるから、衆合、叫喚以下の地獄の条件としてとりあげる必要はないと思

われるが、源信引用經典の独特の論理構造であるとも考えられる。

また別処に関しては原則として本来の地獄に墮ちる条件と関連したもののが罪の条件として考えられているようである。例えば等活へ墮ちる条件は「殺生」であるが、屎泥処など八つの別処に関して掲げられる条件は、いずれも生き物の殺生一般に関連した罪である。小乗の意味での人を殺すことについての罪は本処において取り扱われているということであろうか。

次に条件とされている罪の性格について考えてみる。

仏教的な意味での罪とは言つても律令に掲げる罪と重複するものも多い。日本の古代法と罪の関連について歴史学の立場から従来論じられてきたことも多く、^(注7)文学とのからみで「天つ罪・国つ罪」への考察もなされている。律令にかかげるものへの考察は別の機会に譲るとして律令が共同体としての古代国家を維持していくものであったとするならば、「往生要集」に掲げるものは仏教教団を共同体として堅持していくための戒律だとも言い得る。四重として掲げられる殺生、偷盜、邪淫などに関する律法は、時代の新旧、洋の東西を問わず、いかなる共同体においても罪とされるものであった。その中で敢て仏教的なるが故のものと言え、仏、阿羅漢を殺生すること、因果の道理の否定、大乘の誹謗、虚しく信施を食する罪などであろうか。

「往生要集」で言われる「殺生」は先にも触れたように人間を含み込んだ形で殺生一般を言う。六道輪廻の思想を説き、生きものを野や山に帰してやる放生の儀式が重大な意味を持っていた古代社会では、これも仏教に特有なものである。

また、ここでとりあげられる応報観には、自覚的な意味での罪障意識はとり扱われてはいないのであるまいか。後に詳しく述べること

になるが、自らの置かれた苦境に立ちつくし、過去世での自分の罪障性を自覚する、そういう意味での応報観は書かれない。また美しい女性を見てここを動かしただけで不義をしたというのと同じであるといった観念的な罪障意識も取り扱われていない。ここでの殺生は、文字通り人間を含めた生きものを殺すことであるし、邪淫は文字通り、具体的に行なわれたる邪な淫行である。そして偷盜は形として外に表われたる盗みを言うのである。

更に、もうひとつ指摘しておきたいことは同態としての応報観が散見されるといふことである。例えば最初に引用した等活の例のように互いに敵愾心を抱いて、鉄のような非情の爪で挑みかかり、引き裂き、血をすすり、骨だけになってしまふ様子、別処釜熱処の罪人を鉄の釜に入れ、ゆっくり煎り上げる苦患、不喜処の異様な鳥、犬、狐に襲われる様子、いずれも生き物を殺し、料理し、焼き煮て食した者の罪としては同態の報いを受けていることにならないか。また衆合地獄の悪見処は他の兒子に邪な性行為を逼った者の堕ちるところである。そしてここでは自分の子供も同じ責め苦を受けているのを見なければならぬ。また叫喚は飲酒の者の堕ちる地獄であり、そこでの業報のひとつに真赤にとけた銅を飲み、五臓六腑が焼かれる刑罰が書かれる。これも飲酒の罪としては同態の応報が書かれている。同態の応報といっても、同態復讐制を法の基本精神に据えた古代国家もあつたのであり、自発的に発想されるものであつたとも考えられ、仏教に特有のものとは強ち言えまい。しかし、そういうものがいくつも見られるということがその応報観の構造を見ていく上で大切であらうかと思われたので指摘しておきたかったのである。

死後に鐘身、食吐、食気、食法、食水の鬼となつて堕ちる餓鬼道、

「愚痴無慚にして徒ら信施を受けて他のもので償わなかつた者」の堕ちる畜生道など、それぞれ罪とそれに対応する往報観が示される。しかし、骨子は何と言つても地獄のそれであり、ここでは触れない。阿修羅、人、天には苦患の相手は描写されるが、それに対応する罪は明示されない。

(三)

——ここに、諸樂の薬師寺の沙門景戒、つらつら世の人を瞰るときに、方に鄙なる行を好めり。

利養を翹み、財物を貪ること、磁石の鉄の山を拳して鉄を嚙ふよりも過ぐ。

彼の分を欲ひ、おのが物を惜しむこと、流頭の栗の粒を粉きて糠を啖むよりもはなはだし。(中略)

善惡の報は、影の形に随ふがごとし。

苦樂の響は、谷の音に応ふがごとし。(中略)

善惡の状を呈すにあらずは、なにをもちてか、曲執を直して是非を定めむ。

因果の報を示すにあらずは、なによりてか、惡心を改めて善道を修めむ。(注8)

と、撰述の意図を表わしている「日本靈異記」は古代文学における応報観を見る時には何と言つても第一にとり上げられるべき材料であらう。とはいつても、説話の素材は仏典であつたり、中国の靈異譚であつたり、扱われているものにそのまま日本の応報観を見るには事情は

いまひとつ複雑である。^(注9)しかし、それらの素材の日本化、草化の紆余曲折の過程に日本独自の応報観（または感）の構造が見られ、純然たる思想書としての「往生要集」と、平安朝物語の頂点を極める「源氏物語」とをつなぐものがあるのではなからうか。

なお、個々の説話の主題を外してしまふ危険性はあろうが、応報譚という観点から説話を見直し、「往生要集」の応報観をにらみながらいくつかのグループに分類してみたい。

A、殺生と放生

1、漁夫、長年の殺生により地獄の業火に焼かれること——上巻第11話

2、大和の壮夫が兎の皮をはいて全身毒瘡で死ぬこと——上16

3、馬に重荷を負わせ、力尽きれば殺していた商人、両目を熱湯の釜におとすこと——上21

4、鶏卵の常食者、麦畑で足を焼かれ死ぬ——中10

5、魚を捕っていた親子、大潮・津波にあい、荒海にただよう——下25

6、龜を助けた弘濟、海賊の難にあつて海に入るも龜に助けられること——上7

7、(天皇の) 獵の鹿を殺し噉った百姓、捕えられる——上32

8、漢神を祭つて牛を殺した富豪、病気になり、放生にも拘らず死ぬ。地獄で七人の牛頭の非人に責められるも、千万余の人に守られ生き返る——中5

9、行基に帰依する鯛女、蛇の妻になる約束をなして蛙を救い、

帰路蟹を放生。女のところに来た蛇を蟹が切断、恩に報いる——中8、中12

10、^{かき} 嫌の十貝を放生し、死後地獄の門にて首を切られる時、十人の法師と優婆塞に救われること——中16

先にも触れた様に、本来小乗仏教では、殺生は人間のみを対象としたものであった。それが動物をも含めた生物一般に範圍が広がったのは大乘時代になって以来のことである。それはこの世の生けるものすべてが、六道を永遠に流転するという輪廻の思想と表裏一体の關係において日本に定着する。そして現実に生きてある我が世、この世を現世とし、我々の生まれてくる以前の世を先の世、または前世、過去世、また死後生まれかわる世を来世、または未来世、後世とする三世の思想を伴う。六道の思想を空間的座標軸とするならば、三世の思想は時間の座標軸と考えてよい。動物の殺生を罪惡視するのも、魚や蟹を放生するのも根底には三世・輪廻の思想があるからである。

「往生要集」はもっぱら罪報を扱っているわけだから、殺生に対する応報しか書かれないが、ここでは善因としての放生に対する善果も描かれている。「日本国現報善惡靈異記」と呼ばれるゆえである。

B、偷盜に関するもの

11、人に与えるため家の稻十束を盗み、牛に生まれること——上10

12、惠勝、湯をわかす時薪をひとに与えたまま死に、牛として転生。車を駕け薪を載せて休む暇なく使われる——上20

13、赤麻呂、寺物を濫用して牛に転生——中9

14、子の物を盗んだ母、牛に転生——中15

15、前世に物を借り、返済しなかった母逆に子に転生した相手から負債をとられる——中30

16、素分の酒を利息つきで借りたまま死に牛に転生、酒の借りを返す——中32

17、舂をごまかし、酒に水を加えて売買、三五の物を流用した罪で上半身は牛の半獣身となって転生、償う——下26

「物を償^{はな}りて償はぬときには、馬牛となって償う」とある。「往生要集」の罪報とは異なる。12、13、17は教団関係の罪でもある。その他、下22など。

C、邪淫に関するもの

18、僧を罵り、邪淫により悪病を得て死ぬ——中11

19、幼児に授乳を惜しんだ女、天骨淫^{てんこつがみ}洩^ひにして濫^{らん}しく嫁ぎ、死ぬ——下16

20、写経中の女性に穢行をし死ぬ——下28

21、蛇と婚^{こん}う女のこと——中41

9にもあった様に、蛇と婚うことは忌むべきことという心情が底流する。「愛欲の表われ方は一様ではない、これも前世の行為の因縁に従う」とある。しかし前世にどのような罪を犯したかは具体的なものは何も書かれない。この世に忌むべき事態が現成すれば、具体的には何

もなくとも前世における悪業を予測する。やはり一種の罪障意識のあらわれであろう。(↓後出)

「飲酒」に関するものは、16、17に偷盗の行為と重複して出てくる。半獣身となって転生する17の条件は、叫喚の別処「火末虫」の条件と等しい。しかしそこでの両者の応報は全く異なる。

「妄語」に関するものは特にはない。

「邪見」に関する説話も、因果の理を説くための実例集として編纂されたと考えれば、「靈異記」説話全体が該当すると言いが得るが、例えば焦熱に分荼離迦・闇火風での条件として掲げられるような性格の説話はない。

大焦熱に堕ちる罪も、敢て言えば20がそれであろうか。

阿鼻の条件に関するものは多い。中でも一番多いのは僧に対する迫害である。

D、僧への迫害に関するもの

22、乞食僧を迫害した男、呪縛さる——上15

23、托鉢僧迫害の猪丸、倉につぶされ死ぬ——上29

24、乞食僧を笏で打った長屋主、勅勘を受け自害——中1

25、行基を妬み誹った智行、地獄に墮つ——中7

26、沙門諦鏡を迫害の宇遲王、病死——中35

27、僧行を描き目を射た奈良麻呂、刀剣にて殺される——中40

28、行者を迫害、使役した役人、宙吊りになり墜死——下14

- 29、乞食僧の袈裟を奪い、迫害して頓死——下15
30、乞食の自度僧を迫害して頓死——下33

22、23、26、29、30、いずれも「因果を信ぜず」「邪見の人」という条件と重なるが、僧への迫害という説話の主題が読みとれるのでこのように分類した。

E、教団の財物に関するもの

- 31、仏像を破壊した物部弓削大連、屋栖古の連につぶされる——上5
32、子供が書いた仏像を切り破った男、急死——下29
33、塔の柱の材を焼いた石川の沙弥、地獄の火に焼かれ死ぬ——上27
34、法花寺の幢^{はたけ}を倒し、西大寺の八角の塔を四角に、七層の塔を五層にした永手、地獄に墮つ——下36

五逆罪の仏は本来生身のさとりを開いた人であつたはず。ここでは仏像となっている。

F、父母不孝に関するもの

- 35、母に孝養せず稲の返済をせまった学生、母に乳の代金を請求させ発狂、死ぬ——上23
36、齋食に來た母を断つた娘、胸に釘が立ち死ぬ——上24

- 37、防人に行かなくて済むように母を殺そうとした男、大地が裂け墜落死——中3

本来、父母を殺す罪であつたものが、不孝の罪に表現が和らげられている。儒教の孝道の思想の日本化、草化したものであろう。

G、法花経を誹る罪、功德、写経関係のもの

- 38、乞食僧の法花経の誑経をあざわらい、真似て、口がゆがむこと——上19・中18
39、法花経書写の多夜須子の過失を挙げ顯わして誹謗、口がゆがむ——下20
40、病氣治療のための鮮魚、法花経に転じ、疑った俗人は禪師に懺悔——下6
41、妊娠の妻に冥土に呼ばれた広足、妻のために法花経の供養を約束、蘇生——下9
42、僧を迫害し自猴となつて転生した人、法花経の誑誦を願うこと——下24
43、人民の物を無理に徴収し、地獄に墮ちた古丸、法花経供養を願う——下35
44、前世に法花経の一字を焼いた持経の人、現世に法花経のその一字を覚えることができなかったこと——上18
45、法花経写経が中途の鉦夫、坑内に閉じ込められるも、書写完了を願い、一沙弥に食を施され、救出される——下13
46、不正貸付けのため冥界で苦業を受ける人、法花経写経の善行

により生還——下 22

38、39は法花經を誦る罪、40から44は法花經の功德、45、46は書写にまつわる功德である。

H、修羅道に関連のもの、忍辱の徳

47、殺された狐、病人をとり殺し、犬に転生した病人がその狐を殺すこと——下 2

48、利息を返さぬ娘婿に海へ投げられ、方広經誦誦の功德により救出さる、婿と対面しても怨に報いることはしない——下 4

いずれも忍辱の徳をうたったもの。48は經典誦誦の功德にも分類されよう。47は果てることのない闘争の姿を描いたもの。それはそのまま地獄の様相でもあらう。寛和二（九八六）年、源信により撰述された「二十五三昧式」には、修羅道の苦患に触れた後、衆生は本来仏となるべき清浄の相をもっているのだから、互いに尊敬しあつて害心を抱くべきではない、とある。

I、三毒（貪、瞋、痴）に関するもの

49、諾樂の山寺の僧、慳貪により毒蛇となつて転生——中 38

五惡とともに三毒が忌むべきものと考えられる以上、こういう説話があつておかしくない。

J、菩薩、観音、心経、その他經典の功德

50、高麗滅亡の時、行善、唐に渡ろうとして渡河。観音を念じ救われる——上 6

51、百済派兵の時、唐軍に囚われた越智氏、観音を念じて信奉、無事帰国——上 17

52、観音信仰の行者、栗田朝臣の娘の病氣を癒し、娘と結婚——上 32

53、妙見菩薩への祈願により盗まれた絹衣がもどること——上 34

54、吉祥天女に帰敬した女王、乳母に化身した天女により富財を贈らる——中 14

55、大安寺尺伽像に祈る貧女、大福を得る——中 28

56、良縁で結ばれた貧女、食料に窮して観音に祈願し富裕になる——中 34

57、極貧の女、千手観音を頼み、妹に化した観音、女の家銭を届ける——中 42

58、大修多羅供の銭を返せぬ法師、長谷観音に祈念し、船の親王により返済される——下 3

59、妻の作つた観音像により、出征から無事帰国、内乱に連座するも刑死寸前に救わる——下 7

60、弥勒像の示現により、瑜伽論書写の発願者、無事書写を完成——下 8

61、漁夫の名妹丸、妙見菩薩を祈り海難を免かる——下 32

62、般若心経誦誦の僧、口より放光、四方の壁が透けて見える——

—上 14

63、役の優婆塞、孔雀の呪法により奇異しき験術を獲得——上 28

64、閻羅王に読経を聞かせた優婆夷、心経を読誦、昔の写経に出会って蘇生——中 19

65、嫁いだ娘の悪夢を見、誦経。娘は家屋の倒壊、圧死を免れる——中 20

「往生要集」は「正修念仏」「臨時の行」「臨終の行儀」を修することにより、永遠に輪廻することのない世界に生まれることができる、と説く。その構成全体が善因に対する善果を約束しているわけである。仏や菩薩、心経の功德によって苦患を免れることができるという論理の構造は「往生要集」全体を構成する論理に等しい。

K、善果を見て善因を推測するもの

66、少子、元興寺の鬼を退治——上 3

67、道場法師の孫の少女、美濃狐の大女の悪事をこらす——中 4

68、道場法師の孫娘、国司と嘲笑する商人をこらす——中 27

66は前世に十分な善行を修めた善果。68は前世に三宝を供養したため、67は具体的には明らかにされないが、「前世に因を殖えたため」とある。

L、聾、盲目、皆など、身体的欠陥が仏や経の功德により癒やされること

69、義通、方広経に帰依し、両耳が聞えるようになる——上 8

70、盲目の貧女、薬師仏に祈念し開眼——下 11

71、千手観音の日摩尼手を称へて両眼開く——下 12

72、薬師寺の僧、般若経の読誦により開眼——下 21

73、頸に瘰癧肉の皆女、修行と読経により病氣平癒——下 34

身体的な欠陥をいずれも「宿業の招くところならむ」と、過去世における悪業の報いであるとする。しかしその悪業が具体的に何を指すのかわからないのである。この論理のむかっているところが、例えば次の様な、仏や観音像ですらも難にあった時、過去世に何らかの過失があったかという評者の言に示されるのである。

M、仏や観音の前世に関するもの

74、盗難にあった観音像、尼寺に帰る——中 17

75、水難で砂中に埋もれた薬師木像声を出す——中 39

前者では、塗った金箔がはげ落ちているのを見て尼衆は「わが諸の大師、なにの罪過ありてかこの賊の難を蒙り給ふ」と嘆き、後者では仏を掘り出した僧が、「わが大師や、なにの過失ありてか、この水の難に遇ひたまふ」と哭く。薬師仏、観音像のいずれにも過去世があるわけではない。それを見た尼衆と僧の発想に注目したのである。Lにあげた例と等しく、現世における災難の様相を見、現実と認めることのできぬ不条理の原因を過去世に求めていこうという論理である。こ

れも明らかに一種の罪障意識と言い得よう。しかしこれは「往生要集」のいかなる条項にもおさまらない。座標が違うのである。それでいながらすべての生命あるものは過去世から現世へ、現世から未来世へと三世にわたり六道の世界を輪廻し続けるという仏教の時空観に支えられた感情である。

N、その他の応報観

76、妻子を養うため、殺生、強奪、不孝養、不正の商売、姦通その他の罪を犯し地獄に墮ちた父のため三宝を供養すること――

上 30

77、生前に写経した一字一字で滅罪してもなお余る罪により地獄で打たれる人のこと――下 37

78、結婚の夜、頭と指を名して食われた娘のこと――中 33

79、比丘、烏に気付かず^{たひいし}に磔を投げて殺し、烏の転生した猪、室の上で餌をさがして石を落とし、比丘、その石にあたり死ぬ――下序

76に列挙された罪は観念的なものでは必ずしもない。実際に動物を殺し、強奪し、親に対しては不孝、商売では不正をし、他人の婦女子をとった男の話であろう。こう並べるとこの男は救いようのない極重の悪人ということになり、地獄に墮ちるしかないのだが、ただ、これ程の悪を犯したのも妻子を養うためであったという。その人間観には他の説話の教条主義的なものから解放された別の視点があることは指摘していい。

77から79までは原因について自覚されることのない因果観が書かれる。比丘が烏を死なせたのは殺そうと思っただけではないし、転生した猪が石をおとしたのは比丘に対する殺意からではない。しかし当事者どうしは無意識であっても、因果の理はこのように作用しているというのである。結婚した日に頭と指を残して食われた娘についても編者は「覆し思ふに、なほしこれ過去の怨ならむ」と評する。現世における不幸な怪異を、過去世における人の怨みに帰している。具体的な内容は書かれない。また法花経の何千字にものぼる文字数によっても滅罪し切れず地獄で苦患を受ける説話も、自覚的には生きていく限り罪を犯さざるを得ぬ人間存在に対する眼の蔕芽を認めることができるのではないか。その子供により造仏、写経、三宝を供養されて、父の罪は贖われるというところが古代の罪障意識たるゆえんである。

(四)

「往生要集」の応報観はもっぱら犯した罪と墮ちる地獄との関係で述べられるのに対し、「靈異記」の場合は「日本国現報善悪靈異記」の別称でも知られるように、放生の功德、仏菩薩、法花経を受持することの功德など、善悪に拘らずこの世の因果の理法を説くものが多い。また悪報を得て墮ちる地獄も「金の宮」と書かれ、「往生要集」のそれと比べはなはだ未分化である。そこで犯される罪もほとんどは現実的なものであるが、中には「往生要集」でも扱うことのなかった意識的に深化された罪、自覚的罪障意識とでもいうべきものがいくつか指摘できた。そしてそれ等の感情は、過去世から現世、現世から未来世へと、この世の生命ある者すべてが、六道の世界を永遠に生々流転し続

けるという仏教的時空觀に支えられた意識感情であると言つてよい。

また同態における応報を思わせるものもいくつかあった。延興寺の惠勝か寺の薪を人に与えて死んだため、牛として転生し、車に薪を載せて休む間もなく使われる話(上20)、或は石川の沙弥が塔の柱を焼いたため、地獄の火で火かれ死ぬこと(上27)、法会に騒ぐ子供を母親に淵に投げさせた行基は、母親が前世に物を借りて返済しなかった罪で逆に相手が我が子に転生して負債をとつていたと明かすこと(中30)、烏を無意識に殺した比丘は転生した猪に無意識に殺される(下序)。ニユアンスは少し異なるが、法花寺の幢を倒し、西大寺の八角の塔を四角に、七層を五層にした永手は地獄で火の柱を抱き、挫釘をわが手の上に打たれる罰を受ける。永手の子の病氣にのり移った靈の話でこのことを知った禪師は、我が命を病者に施す為に、掌の上に火の熾を置いて香をたき行道したという(下36)。これも地獄での永手の苦患を同態のままで受けようという禪師の応報觀をあらわしている。その発想は必ずしも仏教個有のものとは言えないが、それが輪廻の時空觀に支えられ、因果の理法を説いているが故に、これ等の説話が仏教説話集としての「靈異記」におさめられているゆえんを知るのである。

最後に、薫を抱いての源氏のおもいとの關係について簡単に触れた。念のため本文を再掲する。

かく心苦しき疑ひまじりたるにては、心やすき方にものしたまふもいとよしかし。さてもあやしや。わが世とともに恐ろしと思ひし事の報なめり。この世にて、かく思ひかけぬ事にむかはりぬれば、後の世の罪もすこし軽みなんや。

(柏木三)

「わが世とともに恐ろしと思ひし事」とは言うまでもなく、義母藤壺との密通を指す。「邪な恋」ということでは「往生要集」でも「靈異記」でも等しく退けるところである。古代法「天つ罪・国つ罪」でも「己が母犯せる罪」として、「律令」でも罪としてとり上げられているところである。しかしこの世で思いもかけぬ苦惱に直面したというのは、かつての自分とは全く逆の立場で、今度は柏木に自分の正妻格の女三の宮をとられることになったということであろう。だから死後に自分が墮ちてゆくかもしれぬ所での罪報は、少しは軽くなるかもしれぬというのである。

この世で彼が受けた応報は、同態という形で受けた応報である。しかしだからと言つて彼が死後に墮ちていく所は地獄だと本当に思つていたかとなると、事情はいまひとつ複雑である。

紫の上が病に倒れた時、とり憑いた物の怪が母の靈であつたと知り、出家して母の菩提をとむらいたとする秋好中宮を、源氏は慰める。その時

「その炎なむ、誰ものがるまじきことと知りながら、朝露のかかれるほどは思ひ棄てはべらぬになむ……」

(鈴虫八)

誰ものがれることができないと知りながら、その地獄の業火の因を捨てることができないという彼の述懐には、柏木によつて受けた痛手の確実な手ごたえを感じることができると、また77、78、79で掲げた説話の延長上にある人間觀、人世觀を見てとることもできる。

このように「靈異記」の側から見る限り、光源氏の意識には応報譚の構造が埋めこまれているといつてもよいのではないか。

六条院解体の過程の中に、どのようにその光源氏の不定感、業報感を位置付けるか、それは別の機会に論じたいと思う。

注

- 1、底本は小学館本『源氏物語』、章段もこれに従う。
- 2、内閣文庫本『細流抄』伊井春樹編、桜楓社刊
- 3、『孟津抄』中巻、野村精一編、桜楓社刊
- 4、例えば、目加田さくを著『源氏物語論』、笠間書房刊、「第一章因果律」など。氏の論は、成立、構想論とは少し離れた所で展開されている。
- 5、大君物語を書き進めるにあたり、紫式部は源信の二十五三昧

会を睨み据えながら書き進めていった形跡がある。別稿を準備している。

- 6、日本思想大系本『源信』一一頁。
- 7、石母田正「古代法の成立について」（『歴研』二二九）、石尾芳久「天津罪国津罪論考」（『日本古代法の研究』所収）、井上光貞「古典における罪と制裁」など。
- 8、底本は新潮日本古典集成本『日本靈異記』二三―二四頁。以下同じ。
- 9、上田設夫「日本靈異記説話と伝典」（『国語国文』54巻第8号）など。

（原稿受付 昭和六十一年四月六日）